

令和 8 年冬の TOKYO 交通安全キャンペーンの実施に伴う

首都交通対策協議会安全部会幹事会

令和 8 年 10 月 8 日（木曜日）

午後 2 時 00 分開会

○都民安全総合対策本部 松崎

お待たせいたしました。それでは定刻となりましたので、ただいまから首都交通対策協議会安全部会幹事会を開催いたします。私は事務局の松崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、開会に当たり、都民安全総合対策本部総合推進部長の馬神から御挨拶を申し上げます。

○総合推進部長 馬神

都民安全総合対策本部総合推進部長の馬神でございます。皆様方におかれましては、御多忙中のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から東京都の交通安全対策に深い御理解、御協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

本日は、12 月 1 日から実施されます「令和 8 年冬の TOKYO 交通安全キャンペーン」の推進要領等を御検討いただくためにお集まりいただきました。「冬の TOKYO 交通安全キャンペーン」は、春・秋の交通安全運動に続く「第三の交通安全運動」として、年末にかけて増加する交通事故や交通渋滞の防止を目的に実施するものです。

都では、本年 4 月施行の改正道路交通法を踏まえ、「TOKYO 自転車ルールブック」を公表し、自転車の安全利用に向けた交通ルールの周知啓発に取り組んでおります。改正法では、自転車等はできる限り道路の左側端に寄って通行するとともに、自動車等が自転車等の右側を通過する際には、自転車等との間隔を確保し、又は間隔に応じた安全な速度で通行することが求められています。この新たなルールを定着させるためには、自転車と自動車の双方がルールの趣旨を理解し、互いの安全に配慮した通行を実践していくことが重要でございます。

さて、本年の交通事故死者数でございますが、昨日現在で、95 名となっており、昨年同時期と比べて 7 名少ない状況となっております。この後、警視庁交通総務課の工藤管理官から交通情勢の御説明がありますが、皆様と力を合わせ、悲惨な交通事故を 1 件でも減らしてまいりたいと考えております。

都といたしましては、期間中、ポスターやリーフレットに加え、ラジオスポットCM、大型街頭ビジョンを活用し、広く都民に交通事故防止を呼びかけてまいります。身近な交通事故を防ぐためには、関係機関・団体の皆様による地域、また職域に根差したきめ細やかな活動が不可欠でございます。交通安全の輪を一層広げるため、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。結びに、本キャンペーンが効果的に展開され、社会全体に交通安全の機運が一層高まりますことを祈念し、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○都民安全総合対策本部 松崎

ありがとうございました。なお、馬神部長につきましては、公務の都合によりここで退席させていただきます。

それでは、議事進行に先立ちまして、事前に配信いたしました資料の確認をさせていただきます。はじめに会議次第、次に警視庁作成資料「都内の交通事故発生状況」、次に令和8年冬のTOKYO交通安全キャンペーン重点（案）、同キャンペーン重点設定理由（案）、同推進要領（案）、最後にリーフレット（案）になります。本日の資料は以上でございます。

それでは、都内の交通事故発生状況につきまして、警視庁交通部交通総務課の工藤管理官から御説明をいただきます。工藤管理官、よろしくお願いいたします。

○警視庁交通部交通総務課 工藤管理官

警視庁で交通安全担当管理官をやっている工藤といいます。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、日頃からそれぞれのお立場で交通安全に御尽力いただいていることに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは早速ではございますけれども、私の方から、本年上半期の都内における交通事故の発生状況について説明をさせていただきます。お手元の「都内の交通事故発生状況 2026 年 8 月末」の資料を御覧いただきたいと思います。1 ページ目を見ていただきまして、一番上ですね。過去 5 年の上半期の事故の発生状況をグラフにしております。

本年は、発生件数が 18,868 件、死者数については 80 人、負傷者数については 20,878 人といった状況になっております。2021 年を 100 としたときに、本年は発生件数と負傷者数はわずかに増えておりますが、死者数については逆にマイナスとなっております。と言いましても、死者数は 1 ポイントのみの改善ということですので、ほとんど差はないといったところでございます。

次に時間帯別ですけれども、本年 8 月末の時間帯です。6 時から 8 時と、16 時から 18 時の時間帯に多くの死亡事故が発生しております。これは昨年と同様、朝の通勤時間ですとか帰宅時間帯に当たっております。状態別・年齢層別では、歩行者が 36 人で死者全体の 45% を占めておりまして、年齢層別では 65 歳以上の高齢者が高い割合を占めております。

特徴といたしましては、高齢の歩行者が犠牲となるケースが多く発生しておりまして、注意が必要です。これは自動車側にも大きな過失がある一方で、ひかれた歩行者側にも信号無視や禁止場所横断などの違反があったケースも少なくございません。ドライバーの方は焦る気持ちを抑えて、時間と心にゆとりを持って安全に運転していただくこと、また、歩行者の皆様方にはルールを守ることはもちろんのこと、青信号でも油断することなく、周囲を確認していただきながら横断していただきたいと思っております。

次に 2 ページを御覧ください。子供の事故についてです。こちらも過去年度発生状況となります。棒グラフは子供が第一当事者又は第二当事者に該当した交通人身事故の件数となります。赤線の部分は亡くなられたお子さんの人数となります。本年は、発生が 1,236 件、負傷者については 1,381 人と、過去 5 年と比較しましても多いといった状況にあります。また、亡くなられたお子さんにつきましては 1 人でありました。

時間帯別では 16 時から 18 時で多く発生しております。年齢層別では小学生が半数以上を占めておりまして、小学校低学年までは歩行中に、それ以上になると自転車乗用中の事故が多くなるといった特徴がございます。子供の特徴としましては、目的に向かって一直線に駆け出す、周囲の安全確認が

十分でないといったことが挙げられます。日々、学校や御家庭での交通安全の話は大事ですし、危険な行動をとる子を外で見かけた場合は注意してあげる大人の存在も重要であります。

3 ページを御覧ください。高齢者についてです。こちらは高齢者の死亡事故をグラフにしたものとなります。本年上半期、高齢者の方は 36 人お亡くなりになっておりまして、特に 16 時から 18 時の時間帯に 7 人の方が亡くなっております。また、その時間帯に高齢の歩行者の方が 6 人亡くなっている状況にあります。

事故類型別で見ますと、人と車の事故では横断歩道を横断中が 13 人と最も多く、車両相互で見ると、出会い頭と右折時がそれぞれ 3 人、踏切内で何らかの理由によって転倒し、電車と衝突して亡くなられた方も 3 人いらっしゃいました。亡くなられた方の違反の有無を見てみますと、36 人中、横断禁止場所横断などの何かしらの違反が認められた方もおります。

4 ページを御覧ください。二輪車の事故になります。本年上半期、二輪車乗車中の死者数は 24 人。朝方の 6 時から 8 時にかけて 6 人と最も多く発生しておりまして、それより少し早い 4 時から 6 時の間にも 4 人、いわゆる通勤時間帯に多くの方が亡くなっております。年齢層別では 50 歳代が 7 人と最も多く、高校生が 4 人となっております。

事故類型別では、車両が単独で壁面へ衝突する事故、交差点での右折事故を含む右左折時の事故、追突が多く発生しております。違反別を見ましても分かるとおり、交差点での安全進行違反やハンドル・ブレーキ操作のミス、速度超過といった違反が伴っておりまして、亡くなられた 24 人のうち 19 人、約 8 割の方に違反が認められました。

二輪車は体全体に風を受けて非常に気持ちのいい乗り物なんですけど、その分、事故に遭った際のリスクは大きくなります。ヘルメットのアゴひもをしっかりと締め、速度を控えるとともに、無理な追越しやすり抜け、急ハンドル・急ブレーキを避けて、安全な運転を心がけていただきたいと思います。また、二人乗りをして後ろに乗っていた方が振り落とされ、後続車にはねられて亡くなるというケー

スも発生しております。後ろに乗る方もしっかり運転者につかまるなど、安全な乗車に努めていただきたいと思います。

5 ページを御覧ください。自転車の事故についてです。自転車の過去 5 年の事故件数となります。本年 8 月末、全事故件数は 18,868 件で、そのうち自転車が関与した事故は 8,478 件、全体の約 45% に自転車が関与しております。自転車事故で亡くなられた方は、本年 8 月末で 10 人と、例年から比べますと若干減少している状況であります。年齢層別では 10 人中 7 の方が高齢者となっております。

違反を見てみますと、亡くなられた 10 人全ての方に何かしらの違反がありということですので、見通しの悪い交差点などを通過する際は安全確認をする、一時停止場所では必ず止まるといった基本的なルールを守ることが必要でございます。また、御自身の命を守るためにも、ヘルメットをかぶってあごひもをしっかり締めていただきたいと思います。

6 ページを御覧ください。小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードについてでございます。本年 8 月末の事故件数については 180 件発生しております。死者数の記載はございませんが、本年 1 件、死亡事故が発生しております。今年 6 月、北区内において、電動キックボードが交差点内の自転車歩道通行部分を走行中に右折の貨物車に衝突されて、60 歳代の方がお亡くなりになっております。

月ごとの発生件数では大きな特徴はありませんが、発生時間帯では 8 時から 12 時の間に多く発生している状況にあります。主に 20 歳、30 歳代が多くなっております。利用される方も比較的若い世代が多いというのが現状でございます。違反別で見ますと、ハンドル・ブレーキの操作ミスが 43 件と最も多く、安全不確認が 25 件と続いております。

御承知のように、電動キックボードは車輪が小さく、車体も小型・軽量のために安全性に欠ける乗り物でもあります。よって、少しのハンドル操作のミスが転倒につながったり、段差でつまずいたり、危険な一面があることを自覚した慎重な運転が必要となります。また、自転車と同様、ヘルメットの着用もしっかり行っていただければというふうに思います。

7 ページを御覧ください。飲酒事故についてでございます。過去 5 年の飲酒事故の発生件数ですが、本年 8 月末時点で 112 件、うち 6 人の方が犠牲となっております。下の棒グラフは月別の発生状況となりますが、各月若干の凸凹はありますが、毎月発生している状況にあります。死亡事故で見ますと、本年 1 月に 3 件、4 月、6 月、7 月にそれぞれ 1 件ずつ発生をしております。

類型別では追突が 38 件で最も多く、次いで車両単独が 30 件となっております。状態別・時間帯別では乗用車が 70 件と圧倒的に多く、二輪車も 18 件と多い状況でございます。時間帯は深夜 0 時から朝方の 10 時までの間に多く発生している状況にあります。また、日中帯での発生がありますが、これは二日酔いによるものが多く含まれております。

飲酒運転は故意犯でありまして、運転免許の停止や免許の取消し、罰金など重い刑罰も定められております。万が一、飲酒運転により人をひき殺してしまった場合には、一生かけても償えない代償を払うことになります。お酒を飲んだら車を運転しない、させない、許さないを徹底していただきたいと思います。自転車でも飲酒運転の取締りの対象となりますので、気を付けていただきたいというふうに思います。

駐車関与の事故になります。過去 5 年の発生件数は 300 件前後で推移しております。発生時間帯では 14 時から 16 時が最多で、昼間帯に多く発生している状況にあります。駐車する側の方はハザードを点灯させるなどして、走行中の方はしっかり前方を見て安全を確認しながら走行していただきたいというふうに思います。不安全運転やながらスマホでの運転は厳禁です。車は鉄の塊です。車を運転するときは運転に集中して、安全な走行をお願いしたいと思います。

最後になりますが、秋の全国交通安全運動、皆さん御協力ありがとうございました。結果ですが、期間中の交通事故死者数については 7 人ということで、前回の秋の運動と比べまして 5 人増加しております。また、運動終了後の 10 月 1 日には、さらに 2 人の方が交通事故で亡くなっております。この 11 日間に 9 人の方が命を落とすという、極めて憂慮すべき事態であります。

重大事故の発生を受けまして、現在、警視庁では緊急対策実施中となります。悪質・危険な交通違反の取締りキャンペーンやSNSでの情報発信、学校や企業等に対する交通安全教育を強力に推進中であり、また、これから年末にかけて、交通環境がさらに荒ただしさを増して、事故が増える傾向にありますので、皆様におかれましても、この厳しい現状を御理解いただき、引き続き悲惨な交通事故を防止するための御協力をよろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上になります。

○都民安全総合対策本部 松崎

工藤管理官、ありがとうございました。続きまして議題に移ります。令和8年冬のTOKYO交通安全キャンペーン推進要領（案）について、都民安全総合対策本部総合推進部交通安全対策担当課長の平から御説明いたします。

○総合推進部交通安全対策担当課長 平

幹事の皆様におかれましては、平素より東京都の交通安全施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。私、東京都交通安全対策担当課長の平です。それでは、令和8年冬のTOKYO交通安全キャンペーンの推進要領（案）等につきまして、御説明申し上げます。

まず、実施期間です。例年どおり、12月1日（火曜日）から7日（月曜日）までの1週間としております。次に、キャンペーンの重点について御説明申し上げます。本キャンペーンでは、都内の交通事故情勢等を踏まえ、次の6項目を重点として掲げています。

第1の重点は、「子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全確保」です。8月末現在、都内の交通事故死者数は80名であり、そのうち歩行者が45%を占めております。さらに、歩行者の死者の6割以上が高齢者となっているほか、歩行者側にも横断禁止場所における横断や信号無視などの法令違反が認められる事例が少なくありません。こうした状況を踏まえ、歩行者に対し、交通ルール遵守の重要性を改めて強く訴えていく必要性があります。

加えて、本年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が時速30キロメートルに引き下げられたことを踏まえ、生活道路においては歩行者の安全を何よりも優先するという意識を都民に広

く浸透させ、安全確保の取組を一層推進する必要があることから、本項目を重点として設定したものです。

第2の重点は、「二輪車の交通事故防止」です。8月末現在、都内の事故死者数に占める二輪車乗用中の死者は、原動機付自転車を含め約3割に上り、状態別では歩行中に次いで多い状況にあります。このため、運転経験が十分でない若年層や通勤・業務で二輪車を利用する中高年齢層など、それぞれの利用実態や特性を的確に捉えた交通安全啓発を推進するとともに、致命傷となりやすい頭部を守るヘルメット及び胸部を守るプロテクターの適正な着用を一層推進する必要があることから、本項目を重点として設定したものです。

第3の重点は、「夕暮れ時と夜間の交通事故防止」です。年末にかけて日没時刻が早まる中、例年この時期には歩行中の高齢者事故死者が増加する傾向にあります。このため、歩行者に対し、夕暮れ時や夜間における反射材用品の活用など、自らの存在を運転者に確実に知らせ、事故から身を守る交通行動を促していく必要があります。

また、運転者に対しては、前照灯を日没より早めに点灯する「トワイライト・オン運動」を着実に推進するとともに、道路状況及び交通状況に応じたハイビームの適切な活用を促す必要があります。さらに、横断歩道を横断中の歩行者に自動車が発生するという重大事故も、なお発生しております。横断歩道は歩行者優先であるとの原則を改めて徹底し、運転者による横断歩行者保護と安全運転意識の一層の向上を図る必要があることから、本項目を重点として設定したものです。

第4の重点は、「飲酒運転の根絶」です。飲酒運転による交通事故は依然として後を絶たず、8月末現在で都内では112件発生しております。死亡事故は6件と前年同期と比べ4件増加しており、極めて深刻かつ憂慮すべき状況にあります。加えて、例年、年末期には飲酒運転に起因する交通事故が年間で最も多くなる傾向にあります。「飲酒運転をしない、させない」という規範意識を社会全体に浸透させ、根絶に向けた取組を徹底する必要があることから、本項目を重点として設定したものです。

第5の重点は、「自転車と特定小型原動機付自転車等利用時の交通ルールを理解・遵守の徹底」です。8月末現在、都内の自転車乗用中の交通事故死者数は10名と前年同期を下回るものの、なお尊い命が失われております。また、自転車関与事故では、交差点安全進行義務違反、一時不停止、信号無視など自転車側の法令違反も多く、交通ルール及びマナーの周知徹底は引き続き重要な課題です。

さらに、本年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が導入されたことを踏まえ、基本的な通行方法をはじめとする交通ルールを、より分かりやすく、丁寧かつ継続的に周知する必要があります。また、改正道路交通法により、自動車等が自転車等の右側を通過する際は、十分な間隔を確保し、又は、その間隔に応じた安全な速度で通行することが義務付けられ、自転車等にもできる限り道路の左側端に寄って通行することが求められています。この新たなルールを社会に定着させるには、双方が制度の趣旨を正しく理解し、相互の安全に配慮した通行を実践することが肝要です。

特定小型原動機付自転車についても、飲酒運転、歩道通行、信号無視等の悪質・危険な違反がなお認められ、事故も増加傾向にあります。このため、各種広報啓発を通じ、ヘルメットの着用促進をはじめ、交通ルールの周知徹底を図る必要があることから、本項目を重点として設定したものです。

第6の重点は、「違法駐車対策の推進」です。路上における違法駐車は、交通事故を誘発する危険性が高いばかりでなく、交通渋滞を招く大きな要因ともなるなど、道路交通の安全と円滑を著しく阻害する行為です。とりわけ、緊急自動車や路線バスの通行を妨げることにより、都民生活を支える社会基盤としての道路交通に重大な支障を及ぼします。年末期には車両交通量の増加が見込まれることから、交通安全と円滑を確保し、秩序ある道路交通環境を維持するため、本項目を重点として設定したものです。

以上が令和8年冬のTOKYO交通安全キャンペーンにおける重点（案）の概要です。いずれの重点も、都内の交通事故情勢を的確に捉え、尊い命を守るために欠くことのできない取組になります。

続いて、キャンペーン推進要領（案）について御説明申し上げます。推進要領（案）には、関係機関・団体及び区市町村の皆様に取り組んでいただく事項を、それぞれ簡潔に取りまとめています。キャンペーン期間中、各機関・団体におかれましては、本要領の趣旨を十分に御理解いただき、地域の特性や業務の実情を踏まえつつ、創意工夫を凝らした実効性ある取組を積極的に推進していただきますようお願い申し上げます。

最後に、リーフレット（案）について御説明いたします。リーフレットの表紙及びポスターのデザイン原画には、本年の東京都交通安全ポスターコンクールにおいて審査委員長賞を受賞した小学校6年生の田中灯（たなか あかり）さんの作品を採用しております。現在の案につきましては、今後、製作事業者において所要の調整を行い、最終的な仕上げを施す予定です。また、リーフレット裏面には本キャンペーンの重点等を掲載しております。

リーフレット及びポスターは、10月下旬頃から順次お届けする予定です。ポスターにつきましては、交差点や道路に面した施設など、広く都民の目に触れる場所に掲示していただき、本キャンペーンの趣旨及び重点の周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、本キャンペーンが実りあるものとなり、交通事故のない安全・安心な東京の実現に向けた確かな一歩となるよう、皆様の一層の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。以上で私からの説明を終わります。

○都民安全総合対策本部 松崎

ありがとうございました。続きまして質疑に移ります。先ほどの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、御発言のほどよろしく願いいたします。

それでは、御発言がないようですので、議案は原案のとおり御了承いただけたものとさせていただきます。本日の議事は以上で終了いたします。本日はお忙しい中、オンライン会議に御参加いただきまして、誠にありがとうございました。皆様、順次退出ボタンを押して退出をお願いいたします。本日はありがとうございました。